

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

商賠繁盛

賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、
情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（商賠繁盛 IT 事業用）、商賠繁盛追加条項 他



通常の賠償責任保険では補償の対象とならない、 商賠繁盛 (IT事業) はとっても

商賠繁盛 の特長



1 簡単な保険設計

- ご加入にあたってお選びいただくのは2つの保険金額パターン(1億円、5,000万円)だけです。IT事業者さまやITを活用してビジネスを行う事業者さまにとって必要となる補償がセットされています。さらに広い補償をご希望の場合のオプションもご用意しています。(詳しくは、P3をご参照ください。)
- 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の年間売上高をご確認いただくだけで、保険料を算出することができます。(詳しくは、P5~6をご参照ください。)



2 ITに関わる賠償事故を 包括的に補償

貴社のコンピュータシステムやネットワークの運営・提供において、第三者のデータの破壊・消滅、情報漏えい、ネットワークの中断等による第三者への賠償事故を包括的に補償します。



お支払いする 主な保険金の種類

- 1 損害賠償金**
 - データの再入力費用、第三者の喪失利益等による使用不能損害などの経済的損失
- 2 訴訟費用**
 - 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬…など
※当社の事前の承認が必要です。
- 3 事故解決のために協力する費用**
 - 当社が必要に応じ事故解決にあたる場合に、貴社(被保険者)が支出する費用

こんな事故の場合に

＊不正アクセス

＊なりすまし

情報の漏えい



管理するネットワーク



次のような賠償事故に見舞われた場合に備えて…
おすすめの保険です。

保険金をお支払いする保険です

＊システムの不具合

＊認証誤り

＊コンピューターウイルス

＊データの送信誤り

＊プログラムエラー

＊ネットワークの停止

データの消失・破壊

■顧客情報を保管しているサーバーが不正アクセスを受け、クレジットカード情報等の顧客情報が3万人分漏えいした。顧客情報の管理に過失があったとして、顧客が集団訴訟により損害賠償請求を行った。

■検知ソフトウェアによる不正アクセス検出があったが、有効な対応が遅れてしまい取引先の機密情報が盗取されてしまった。機密情報が盗取されたことについて、取引先より損害賠償請求を受けた。



■自社の端末がコンピューターウイルスに感染していた状態で、取引先へメールを送信したところ、取引先サーバーに保管しているデータが全て消去され、損害賠償請求を受けた。

■ホスティング事業者が管理するデータベースに不具合が生じ、利用者が保管しているデータがすべて消去されてしまい、利用者から損害賠償請求を受けた。

の使用不能

■自社の在庫管理システムの不具合により、取引先において商品在庫管理、発注が不能となり、取引先からその期間の営業利益の損失について、損害賠償請求を受けた。

■システムインテグレータが構築した顧客企業の基幹システムにおいて、不具合により使用不能状態が6時間継続した。システムの使用不能により、顧客企業が被った経済的損害について損害賠償請求を受けた。



■自社のホームページ上で運営している会員向けの掲示板にて、A会員のプライバシーを侵害する内容が掲載された。内容の削除等、処置をめぐり、管理者としての注意義務違反があるととしてA会員より訴えられた。

■システムインテグレータが開発、提供したプログラムが、第三者作成のプログラムの著作権を侵害しているとして損害賠償請求を受けた。

著作権・人格権の侵害

※賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合はその金額を差し引いた額)を保険金額(支払限度額)の範囲内でお支払いします。

商賠繁盛 (IT事業) の主な補償内容

すべてのご契約にセットされる補償(基本補償)

コンピューターシステム、ネットワーク等の運営、提供等における賠償責任 (情報サービス業者・電気通信事業者特約条項 (商賠繁盛IT事業用))	<p>被保険者が保険証券記載の業務を遂行するために、日本国内において行うネットワークの所有、使用もしくは管理または情報メディアの提供にあたり生じた、次の①から④までに掲げる事由に起因して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>この補償の保険金額は、1億円、5,000万円のいずれかのパターンよりお選びいただけます。(自己負担額は業種によって異なります。詳しくは、P.5をご参照ください。)</p> <p>①被保険者が所有、使用もしくは管理するネットワークの全部もしくは一部が停止すること、または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵(かし)(コンピュータウィルスに感染している状態を含みます。以下、同様とします。)に起因する、他人の業務の遂行の全部もしくは一部の休止または阻害により生じた経済的損失</p> <p>②不正アクセス等または被保険者が提供するデータベース、ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵(かし)により生じた情報の漏えいに起因する、プライバシーの侵害、名誉もしくは信用のき損または経済的損失</p> <p>③不正アクセス等または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵(かし)に起因して他人が所有・使用または管理する情報が消去もしくは損傷することまたは阻害されることにより生じた経済的損失</p> <p>④被保険者が提供する情報メディアに起因する、人格権の侵害または著作権の侵害</p>
--	---

任意にご加入いただける補償(オプション補償)

事故対応費用 (事故対応特別費用担保追加条項)	<p>訴訟に対応するための文書作成費用、訴訟対応のための交通費・事故現場の調査費用・記録費用、通信費等を補償します。</p> <p>この補償の保険金額は、保険期間を通じて、1,000万円を限度とします。(自己負担額はありません。)</p>
-----------------------------------	---

対象となる業種

次のような事業者さまが対象となります。

ITを活用して ビジネスを行う事業者	製造業・建設業・小売業・運送業・倉庫業・卸売業・商社・学校・教育関連など
システムインテグレータ	企業の業務に合わせてシステムの開発・運用・管理、ネットワークの統合を行う事業者。ハードウェア、ソフトウェアを含む総合システム作業を行う事業者。
パッケージソフト ウェア開発・販売	パッケージ(箱)に入って一般に市販している汎用ソフトウェアを開発・販売している事業者。
インターネットサービス プロバイダ (ISP)	インターネットへの接続サービスを提供する事業者または組織。
アプリケーション サービスプロバイダ (ASP)	業務用アプリケーションソフトをパッケージとして顧客に売る代わりに、ライセンス契約によりユーザーへネットワーク経由で期間単位で貸し出す事業者。
ホスティング	インターネットサービスプロバイダがユーザーにネットワークを貸し出して便宜を図るサービス。IT事業者の所有するサーバーの容量の一部をユーザーに貸し出す事業。
システム オペレーション・ データ入力代行	ユーザー企業の所有する情報ネットワーク管理やデータの入力を代行する事業者。
コンテンツサービス プロバイダ	ネットワーク上で、情報を配信する事業者。ポータルサイト、企業のホームページの作成代行も含まれます。
ハウジング	ユーザー企業のサーバ等の通信機器を自社の建物内に設置し、運用および保守を受託する事業者。
サイバーモール運営・ ネット販売店舗	ネットワーク上の仮想商店街の運営を行う事業者。インターネットを通じてのみ、商品の販売を行う事業者。

保険金のお支払い事例

このような事故が発生しています!

業種	事故の概要
システム インテグレータ	顧客企業へ納入したシステムに不具合が生じ、3時間使用不能となり、喪失利益等の損害賠償請求を受けた。
公益団体	公益団体が管理する住民健康診断データ(含む病歴)数万人分が漏えいした。
インターネット サービスプロバイダ	プロバイダが運営する掲示板に、第三者のプライバシーの侵害に係る内容が書き込まれた。被害者の要請にもかかわらず、内容の掲載を継続した結果、被害者よりプライバシー侵害に関わる損害賠償請求を受けた。
アプリケーション サービスプロバイダ	顧客企業に納入したアプリケーションの欠陥により、ユーザーのデータが破損した。これによって、被害者より再入力費用および使用不能損害等の損害賠償請求を受けた。
卸売業	物流システムが使用不能となり、取引先のレストランチェーンへの食材の納入がストップした。これによって、レストランチェーンより2日分の喪失利益の賠償請求を受けた。
モール運営	不正アクセスにより運営するネット販売店舗から顧客情報(メールアドレス)が漏えいした。これによって、多数の顧客に迷惑メールが送付された。



保険料率表

I. ITを活用してビジネスを行う事業者さま

(基準値:売上高100万円あたり(単位:円))

コード	業種	年間売上高	保険金額(支払限度額) 1億円		保険金額(支払限度額) 5,000万円		自己負担額
			基準値	加算値	基準値	加算値	
C1	製造業・建設業・小売業	15億円以下	418	0	366	0	10万円
		15億円超30億円以下	230	282,000	201	247,500	
C2	運輸業・倉庫業・その他非製造業 (IT関連を除きます。)	10億円以下	888	0	776	0	
		10億円超20億円以下	488	400,000	427	349,000	
		20億円超30億円以下	275	826,000	241	721,000	
C3	卸売業・商社	6億円以下	1,462	0	1,278	0	
		6億円超15億円以下	804	394,800	703	345,000	
		15億円超30億円以下	453	921,300	396	805,500	
C4	学校・教育関連	3億円以下	4,023	0	3,516	0	
		3億円超8億円以下	2,213	543,000	1,934	474,600	
		8億円超15億円以下	1,247	1,315,800	1,090	1,149,800	
		15億円超30億円以下	1,046	1,617,300	914	1,413,800	

II. IT関連製品の開発・販売、ネットワークの運営を行う事業者さま

(基準値:売上高100万円あたり(単位:円))

コード	業種	年間売上高	保険金額(支払限度額) 1億円		保険金額(支払限度額) 5,000万円		自己負担額
			基準値	加算値	基準値	加算値	
CA	システムインテグレータ 企業向けのシステムの構築	2億円以下	10,149	100,000	8,965	100,000	30万円
		2億円超5億円以下	5,582	1,013,400	4,931	906,800	
		5億円超10億円以下	3,146	2,231,400	2,779	1,982,800	
		10億円超30億円以下	2,639	2,738,400	2,331	2,430,800	
CB	パッケージソフトウェア開発・販売 個人または法人向けソフトウェアの開発	2億円以下	5,693	100,000	5,029	100,000	
		2億円超5億円以下	3,131	612,400	2,766	552,600	
		5億円超10億円以下	1,765	1,295,400	1,559	1,156,100	
		10億円超30億円以下	1,480	1,580,400	1,308	1,407,100	
CC	インターネットサービスプロバイダ インターネット接続事業者	2億円以下	4,951	100,000	4,373	100,000	
		2億円超5億円以下	2,723	545,600	2,405	493,600	
		5億円超10億円以下	1,535	1,139,600	1,356	1,018,100	
		10億円超30億円以下	1,287	1,387,600	1,137	1,237,100	
CD	アプリケーションサービスプロバイダ・ ホスティング	2億円以下	8,168	100,000	7,216	100,000	
		2億円超5億円以下	4,493	835,000	3,969	749,400	
		5億円超10億円以下	2,532	1,815,500	2,237	1,615,400	
		10億円超30億円以下	2,124	2,223,500	1,876	1,976,400	
CE	システムオペレーション・ データ入力代行	2億円以下	6,931	100,000	6,123	100,000	
		2億円超5億円以下	3,812	723,800	3,368	651,000	
		5億円超10億円以下	2,149	1,555,300	1,898	1,386,000	
		10億円超30億円以下	1,802	1,902,300	1,592	1,692,000	
CF	コンテンツサービスプロバイダ ネットワーク上で情報を配信する事業者	2億円以下	4,208	100,000	3,717	100,000	
		2億円超5億円以下	2,314	478,800	2,045	434,400	
		5億円超10億円以下	1,304	983,800	1,152	880,900	
		10億円超30億円以下	1,094	1,193,800	967	1,065,900	
CG	ハウジング 企業のサーバの受託管理	2億円以下	6,436	100,000	5,685	100,000	
		2億円超5億円以下	3,540	679,200	3,127	611,600	
		5億円超10億円以下	1,995	1,451,700	1,762	1,294,100	
		10億円超30億円以下	1,673	1,773,700	1,478	1,578,100	
CH	サイバーモール運営・ ネット販売店舗 ネット上のショッピングモールの運営	2億円以下	5,693	100,000	5,029	100,000	
		2億円超5億円以下	3,131	612,400	2,766	552,600	
		5億円超10億円以下	1,765	1,295,400	1,559	1,156,100	
		10億円超30億円以下	1,480	1,580,400	1,308	1,407,100	

保険料

$$\left(\begin{array}{c} \text{最近の会計年度の年間売上高} \\ \text{百万円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基準値} \\ \text{ } \end{array} + \begin{array}{c} \text{加算値} \\ \text{ } \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{事故対応費用} \\ \text{(オプション補償)} \\ (1.05) \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ \text{ } \end{array} \text{円}$$

(10円未満四捨五入)

●分割払の場合には、保険料の額、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

※1上記の保険料は**確定保険料**となります。

そのため、**保険期間終了後の確定精算のお手続きは不要**です。(「保険料の確定に関する追加条項」をセットするご契約となります。)

ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は**概算保険料方式**でのお引受けとなります。

①「最近の会計年度の年間売上高」と「保険期間中の見込売上高」が大幅に異なる場合

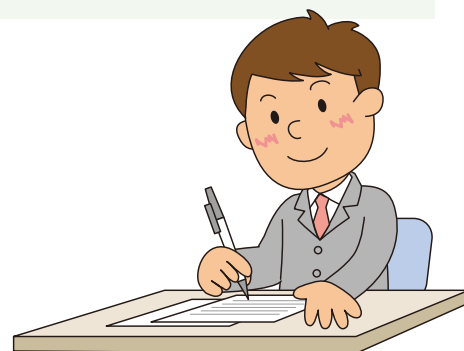
②新規事業の場合

③お客さまのご希望により概算保険料とする場合

概算保険料方式でお引受けする場合には、「最近の会計年度の年間売上高」を「保険期間中の見込売上高」に読み替えて保険料を算出します。

※2最近の会計年度の年間売上高は、原則として**整数値**としますが、**小数点以下第3位まで算入**することができます。(この場合、小数点第4位を四捨五入します。また、百万円単位まで正確に売上高をご確認願います。)

※3最近の会計年度の年間売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、**保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか改めてご確認ください**、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。




ご契約に際しては、**保険契約申込書の他に告知書が必要**となります。また、告知書の内容によりお引受けできないことがあります。あらかじめご了承ください。

補償の対象となる方(被保険者)

① 貴社(記名被保険者) ② 貴社の役員および使用人 ③ その他保険証券に記載された方(追加被保険者)

※②③は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

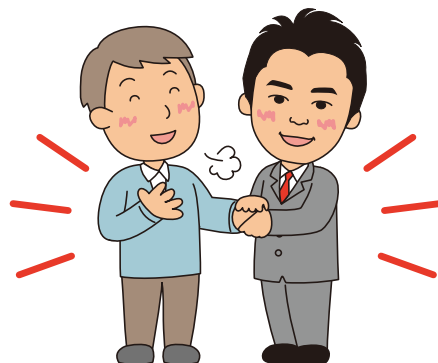
 被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、**補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります**。
詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険期間

保険期間は1年間です。なお、保険責任は**保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります**。ただし、保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

保険の適用地域

この保険契約の適用地域は**日本国内**となります。



保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳細は普通保険約款、特約条項および追加条項をご確認ください。

賠償責任保険普通保険約款

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者および記名被保険者の役員・使用人ならびに記名被保険者の下請負人およびその役員・使用人が、記名被保険者の業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

賠償責任保険追加条項

- ①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ②石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(注)「記名被保険者が所有、使用または管理する財物」のことを「管理財物」といいます。『管理財物』の範囲は次のとおりです。

名称	定義
1 所有財物	記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。次の①から④までに掲げる他人の財物をいいます。
① 借用財物	記名被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
② 支給財物	次のアおよびイの財物をいいます。 ア. 作業(注1)に使用される材料または部品をいい、既に作業(注1)に使用されたものを含みます。 イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
③ 販売・保管・運送受託物	記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
④ 作業受託物	作業(注1)のために記名被保険者の所有、使用または管理する施設内(注2)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。
3 作業対象物	受託財物以外の作業(注1)の対象物をいいます。

(注1) 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注2) 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

情報サービス業者・電気通信事業者特約条項

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が

被る損害にかぎります。

- ②窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ③記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑤履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 偶然な事故によるネットワーク構成機器・設備の損壊(滅失、損傷または汚損をいいます。)またはネットワーク構成機器・設備の機能の停止
- ⑥他人の身体の障害、財物の損壊(滅失、損傷または汚損をいいます。)もしくは紛失または盗取されたことに起因する損害賠償請求
- ⑦業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
- ⑧人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損壊(滅失、損傷または汚損をいいます。)または故障に起因する損害賠償請求
- ⑨保険証券記載の業務を除き、被保険者が開発または作成した情報メディアに起因する損害賠償請求
- ⑩特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑪被保険者の業務の対価(販売代金、手数料、報酬等をいいます。)の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑫業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑬記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑭直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた行為に起因する損害賠償請求
- ⑮被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害(商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。)に起因する損害賠償請求
- ⑯次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求
ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと
イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断(コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。)
- ⑰直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑱株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
- ⑲差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求
- ⑳遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求
- ㉑遡及日より前に被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実で起因する損害賠償請求
- ㉒この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合、または知っていたと判断できる合理的な理由がある場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ㉓この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ㉔通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって生じた損害賠償請求
- ㉕ソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって、そのソフトウェアもしくはプログラムのテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた第1条(当社の支払責任)①から③までの事由に起因する損害賠償請求
- ㉖業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)
- ㉗業務の結果のうち損害賠償請求の原因となった業務およびそれらと同種の業務に対して被保険者が行った適切な措置のために要した費用

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、当社に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑥ 契約申込書の記載事項の確認

売上高、領収金等(以下「売上高等」といいます。))の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

⑦ 保険料の算出について

- 売上高等によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、「保険料の確定に関する追加条項」をセットする場合を除き、保険期間終了後に、確定した保険期間中の売上高等に基づき算出した保険料(以下、「確定保険料」といいます。))との差額を返還または請求します。確定保険料の算出基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいている場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料の返還は行いません。

⑧ 保険料のお支払い方法

- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までに お支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなくなったり、保険契約が解除される場合があります。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または当社までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

	通知事項
① 記名被保険者が個人 ^(※1) のお客さまの場合	告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご連絡ください。
② 記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめ ^(※2) 取扱代理店または当社までご連絡ください。 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含まれます。)は、個人に含みます。

(※2) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または当社までご連絡ください。ご通知いただかないと、当社からの重要なご連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または当社までご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく当社または取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、当社が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、当社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

4 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、当社から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては当社または取扱代理店までお問い合わせください。

5 示談交渉について

示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。事前に当社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全額について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに当社または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、当社または取扱代理店までご連絡ください。

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

当社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記(1)から(4)まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- (1)当社が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- (2)当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- (3)当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
- (4)当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。当社の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については当社公式ウェブサイトをご覧ください。

⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、当社は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

当社への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口:カスタマーセンター】

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午前9時～午後8時
土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808 (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sjnk.co.jp/>



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先